

令和3年度 第4回静岡市生涯学習推進審議会 会議録

1. 日時 令和4年3月3日(木) 午後1時30分から午後3時20分まで
2. 会場 葵生涯学習センター 3階 31集会室
3. 出席者
 - 【委員】 13名
渋江会長、白木副会長、井上委員、内山委員、桑添委員、小山委員、伴野委員、
中村和光委員、西委員、西村委員、堀田委員、山本委員、渡邊委員
 - 【傍聴者】 3名
 - 【事務局】 宮城島生涯学習推進課長、石川課長補佐兼生涯学習推進係長、
大石主幹兼人づくり事業推進係長
(生涯学習推進係)
加藤主査、宮内主査、佐藤主任主事、中村主任主事
(人づくり事業推進係)
増田主査、渡辺主任主事
 - 【指定管理者】 公益財団法人静岡市文化振興財団 葵生涯学習センター
羽根田センター長、河合主査
清水区生涯学習交流館運営協議会 事務局 廣瀬課長
 - 【教育総務課】 佐藤主査
4. 欠席者 高山委員、中村百見委員
5. 会議内容
下記のとおり

渋江会長

皆様よろしく申し上げます。会議に先立ちまして、会議の署名人を決めさせていただきま
す。これは、審議会終了後に、事務局にて作成する議事録について確認をしていただき、代
表者1名に署名をいただくものになります。

今回の会議では内山委員に署名をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

内山委員

はい。承知しました。

渋江会長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

会議録につきましては、後日市のホームページに公開されますのでご承知おきください。
それでは議事に入ります。次第の2、報告事項(1)施設の運用改善進捗状況について、事
務局より申し上げます。

事務局＜報告事項1について説明＞

本年度第2回審議会で報告させていただいた施設の運用改善ですが、改善内容ごとに現在の進捗状況を報告いたします。資料1をご覧ください。

まずは①自由利用スペースについてです。こちらは、施設内の空きスペースにテーブル・イス等を配置し、貸館利用前後に簡単な打合せや作業、休憩などの利用ができるように整備するものです。令和2年度から継続して整備を行っておりますが、まずは自由利用スペースについて利用目的や印象などを確認したいため、試験的な設置と利用者アンケートによる検証を行っています。令和2年度はセンター側として北部生涯学習センターに設置し、令和3年度は清水区交流館側として浜田生涯学習交流館に設置予定であります。北部生涯学習センターでの利用者アンケートでは非常に好評であり、想定された打合せ、休憩などの利用が多いようです。

浜田生涯学習交流館について、本日お分けした資料1-1をご覧ください。写真のような2人掛けテーブルを2台設置しましたが、2台をあわせると4人掛けの丸テーブルのような使い方ができます。交流館は施設の規模がセンターと比較して小さく、空きスペースがあまりありません。浜田も本来ここは展示スペースのため、小さいスペースや展示状況に応じて配置しやすいものを設置しました。現状は写真のとおり机を設置しただけですが、看板サインや利用案内を掲示し利用の促進を図っていきます。

その他の施設にあっては、既存の空きスペースと備品等により設置可能な施設を順次整備し、利用促進のため市のホームページなどで広報するよう考えています。

②キャンセルの運用についてですが、抽選による予約や年間予約を行った集会室等について、利用しなくなった場合に他団体が利用できるよう、予約におけるキャンセルの運用を行うものです。条例上の利用申請及び使用料の支払いは予約の際でなくとも利用日の7日前までに行えばキャンセルできるような運用とするものであります。

こちらについては、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実際に試験運用という形で実施しています。こちらの試験運用から本運用への移行についてタイミングや周知方法など検討しています。

また、コロナに関係なく自己都合のキャンセルが自由になると、予約だけして部屋を使わないという事案が増える可能性があるため、ペナルティなどの運用が必要と考えています。こちらについては、センターと清水区交流館で予約時期などの運用が異なるため、各指定管理者とペナルティを含む運用方法を協議します。

この本運用について実施時期が「令和4年度以降」とありますが、今はコロナでの影響下が続いておりますので、影響を受けなくなったときから移行するものとなります。

③公共的団体の見直しについてです。公共的団体は公益事業を行うために利用するとき優先して利用することができます。要綱に基づいて公共的団体を認定していますが、その認定期間に定めがなく、また、施設の利用許可時にその利用内容が公益事業であるか否かの判断が難しいことから、定期的な認定更新や公益事業の範囲の明確化を図るよう考えています。生涯学習活動や一般の利用に近い団体も見受けられるため、更新制度と公益事業の明確化により適切に判定していこうとするものです。

更新制度と更新の際の提出書類などを盛り込んだ認定要綱改正案を現在検討し作成中です。また、更新手続きや利用の手続きに関する運用マニュアルを各指定管理者と協議しています。なお、公共的団体には必ず市の何らかの部署が所管課となっていることから、その関係課ヒアリングということで、現在認定している公共的団体の所管課にその所管団体における公共性の有無を確認しました。

時期としましては、令和5年度利用分から適用できるよう、令和4年10月頃に認定申請を受け付け、認定作業を行う予定で進めております。

④優先予約の運用についてですが、準備が必要なイベント等の早期予約や、定期的な活動を行うための年間予約について、各施設で運用ができるよう指定管理者の裁量に委ねる形で運用します。

この予約の運用は現在も行っているものではありませんが、申請時期が定められている規則は変更せず、運用の幅が広い優先予約を施設の特性や実情に応じて適切に使うことにより施設利用の利便性を向上させることが狙いとなります。

今後は各指定管理者が運用している予約ルールを明文化し公表します。

また、先ほど申し上げた準備が必要なイベント等の早期予約というのは基本的にセンター側での検討事項ですが、こちらは予約ルールなどの課題もあるため、継続して検討します。

以上が施設の運用改善の概要と取組内容になります。実施時期や内容は変更の可能性があります、概ね現在の状況について報告いたします。

渋谷会長

ありがとうございました。それでは今の説明にご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

それでは、西村委員、どうぞ。

西村委員

資料1の③公共的団体の見直しについて、公共的団体に認められることで団体自体はいくつかメリットがあると思うのですが、そもそも、市としてこれを認めることにどのようなメリットがあるのでしょうか。要は、認定基準を作ったり、更新したりというのはかなりの作業になるので、最終的にその公共的団体がどのような成果を出したのかというところをしっかりとしないと、せっかく認定しても、ただ団体を認めているだけの作業になってしまっただけでは意味がないと思います。

そもそも必要なのか、市としてもやるのであれば、しっかりとした成果というか、何かを求めべきではないかと思いました。そのあたりに関していかがでしょうか。

渋谷会長

それでは、事務局お願いします。

事務局

公共的団体という制度自体は既にあり、生涯学習施設を運営していく中で、市民主体のまちづくりを行うという点で、公共性に富んだ団体については通常の生涯学習団体より優先して利用させるという考えのもとで行われています。しかし、現状では認定や、認定後の利用段階で、実際に公益性のある活動とは何なのかというところが明確化されておらず、判断が難しい状態です。それを1回、明確化しようという取組になります。

実際に公共的団体に認定したことによってどのような成果があったかということは、今後検討していきたいと思いますが、実際に今認定されている団体が概ね160団体あり、これらは当初、公共的団体という制度が作られた平成20年に一括して認定され、そこから概ね10団体くらい、どんどん増えているので、基本的にはそれが増えればよいと思っています。

渋江会長

ありがとうございます。西村委員よろしいでしょうか。

西村委員

公共的団体を増やすことが目的ではなくて、市の思惑というか、政策というか、その方向性にあった団体が増えていくことが実現できるといいと思っています。私自身はこの公共的団体がそもそも必要なのかというところが少し疑問に思っています。その分、ルールを作ったり、認定作業が必要になったりなど、手間がかかると思います。であれば、もっと他のことに時間を費やす方が、メリットがあるのではないかと個人的には思います。別に団体を認定することで活動が有意義になるわけではなくて、その人たちがどういう想いでやられているのが大事と私は思うので、そちらのサポートの方に力を注いでいった方がいいのではないかと思います。あまり手間をかけない方がいいと思っています。

渋江会長

ありがとうございました。何か事務局からありますか。

事務局

補足ですが、公共的団体というのは主に自治会を含む地縁団体や、福祉活動団体です。それを踏まえて公共的団体が必要かどうかという議論は、もう少し成熟させた方がいいかもしれませんが、実際にそういう方たちが公共的団体として施設を使っています。実際に今後どう膨らませていくのかというのは指標として、団体の数は一つの指標としてもいいとは思いますが、その他にも何かしら指標を持ってやれたらいいのかもしれないと思います。

渋江会長

ありがとうございました。それでは、中村委員お願いします。

中村委員

キャンセルの運用等についてですが、そもそも清水と静岡では運用の仕方が全く違って、清水の方は、もちろん数も多いですが、どちらかという町内の公民館みたいな立場的なものがある、それをももちろん町内会等も利用しています。そして、当然それは無料です。それに伴って無料の利用団体が清水の方にはたくさんあって、静岡の方は公民館が別にあるので、生涯学習センターというのは通常使われるような形で予約してお金を払って、しかもキャンセルはできません。一旦お金を払ったら、使わなくなったからと言ってお金は戻りません。そういう状況の中で、元々清水と静岡で運用の仕方が全く違っているのに、一つの土壌で、なんとなく折り合いをつけようとする、自分がもう無理ではないかと思いません。

なので、そこは、清水には清水の既得権的なものがあるので、それを外せとは思いませんけど、ある程度市としての一体性を、どうとるかというところを市の方で明確にした方がいいのではないのでしょうか。なんとなく、適当に辻褄を合わせていくということは非常に無駄というか、難しいし、結局曖昧で残ってしまうと思うので、私の意見としては、料金を含めて一律にするか、それとも今までの経緯もあるので、清水の方の生涯学習交流館と生涯学習センターについては運用が違くと明記するかがいいのではないのでしょうか。後者が一番スッキリするのではないかと、私は思います。回答はいいので、また反映してください。

渋江会長

ありがとうございます。また考えていただければということでしたので、特段今事務局からなければ、他の委員の方いかがでしょうか。

私から少し、教えていただきたいことがあります。資料1-1の浜田生涯学習交流館のリニューアル前と後の様子がありますが、リニューアル前に関しても机があって、大きな椅子が並んでいて、一応集えるようになっていると思いましたが、これだと1個しかないからとか、なかなか集みにくいからということで、形を変えられるような机を入れて、もっと自由に使える場所にしたという理解でいいのか、たまたまこの時に大きい机と椅子が置いてあっただけなのか、リニューアル前と後の違いをもう少し教えていただきたいと思えます。

事務局

今回、自由利用スペースというのが、既存の空きスペースを利用して、机・椅子等を買って設置したところもあるのですが、既存にあるテーブル・椅子は確かに各施設にございます。それらが実際に使われているかどうか、使えるような雰囲気になっているかどうかというところが課題でしたので、使いやすく、使い方がわかりやすいようにしたいというところを重点としてやっています。大きいテーブルやソファですと、例えば一人の人が使っていると他の人が全然入れないということもあるので、小さい机や椅子を複数個用意して設置しました。

渋江会長

ありがとうございました。趣旨がよくわかりました。それでは、他の方でご意見等ないようでしたら、次に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、次に進みます。続いて、報告事項（２）第１回静岡市生涯学習推進本部会について事務局より説明をお願いします。

事務局<報告事項（２）について説明>

それでは、先日開催された第１回静岡市生涯学習推進本部会についてご報告いたします。生涯学習推進本部会とは、市長を本部長、市民局担任副市長及び教育長を副本部長とし、関係局長によって構成され、生涯学習の推進に係る総合的かつ基本的施策に関することについて協議等を行う、庁内の組織です。

今回の本部会では、前回審議会でもご報告した市民意識調査及び第３次大綱の策定方針について報告し、来年度の第３次大綱策定に向けたスケジュールについて決定しました。

資料２－１については第１回審議会でお配りしたスケジュールの最新版です。資料２－２は、資料２－１中のピンクの枠で囲まれた審議会と推進本部部分の詳細な流れを示したスケジュールになります。また、資料２－３では推進本部会で出された意見とその回答の中で主なものをピックアップしています。なお、本日お配りした参考資料の中に会議で出された意見とその回答一覧がありますので、またご覧になってください。

資料２－１及び２－２にあるとおり、令和４年４月２１日に、本日議事で扱う答申を静岡市長に提出する予定です。本来であれば、委員のみなさんにご出席いただきたいところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、渋江会長と白木副会長のおふたりにご出席をいただきたいと思いますので、御承知おきください。

この答申を受けてから、推進本部で第３次大綱について実際に協議を行っていきます。令和４年度の審議会では、その協議によって作られた大綱案について進捗をご報告しながら、委員のみなさんにご意見をいただく予定です。

以上で、報告事項（２）第１回静岡市生涯学習推進本部会についての報告を終わります。

渋江会長

事務局から報告事項（２）について説明がありましたが、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。

特にないということで、次に進みます。それでは、次第の３、議事（１）答申案について、事務局から説明をお願いします。

事務局<議事（１）答申案について説明>

それでは、議事（１）「答申案について」説明いたします。お手元には事前にお送りした資料３－１、３－２と本日お配りした資料３－３をご用意ください。

今年度の第１回審議会でも、静岡市長から「静岡市が目指す生涯学習社会とその実現に向けた施策のあり方について」という諮問が行われました。資料３－１の答申はその諮問に対す

る審議会からの回答になります。これまで何度かお話をしていますが、この答申がそのまま第3次大綱になるのではなく、この答申を審議会からの意見として受けた後、静岡市が第3次大綱の中身を作っていきます。来年度の審議会ではその進捗をご報告しながら、大綱に対して皆さんにご意見をいただいています。そのため、この答申案ではこれまでのワークショップなどのご意見をなるべく反映させるような構成となっています。

なお、本日お配りした資料3-3は、事前資料送付後にいただいた意見等を基に修正が生じた箇所を記載しております。説明の中で修正箇所を説明いたしますので、資料3-1と3-3を並べてご用意ください。

資料3-1の説明に入る前に、さっそくですが、資料3-3をご覧ください。修正箇所の一つ目として、答申案のタイトルがあります。資料3-1では「第3次静岡市生涯学習推進大綱について」となっていますが、第1回審議会の諮問のタイトルに合わせ、「静岡市が目指す生涯学習社会とその実現に向けた施策のあり方について」といたします。

それでは、資料3-1の2ページ目、目次をご覧ください。第1章「第3次静岡市生涯学習推進大綱の策定にあたって」では、導入として策定の背景等について説明しています。1「第3次生涯学習推進大綱の策定の背景」では生涯学習とは、あるいは生涯学習社会とはどのようなものなのかを説明し、国や県が現在進めている生涯学習、静岡市がこれまでどのように生涯学習を推進してきたか、静岡市の総合計画とSDGsの推進について説明しています。

2「社会情勢の変化」では第2次大綱までに起こった社会情勢の変化と、それに対する生涯学習における課題を説明しています。ワークショップの中でもいくつか意見が出ていましたが、少子高齢化と人口減少、新型コロナウイルス感染症拡大とDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、自然災害と地域防災、障がい者や性的マイノリティ、在住外国人との共生社会についてここでは触れています。ここで、資料3-1の10ページ及び資料3-3をご覧ください。2つめの修正箇所として、資料3-1の「(5)性の多様性」の中に「検討中」となっていた男女共同参画の内容を入れ込み、「(5)男女共同参画社会と性の多様性」としました。内容については1枚めくっていただいた別紙1のとおりです。最初に静岡市の男女共同参画の推進について触れ、また、図5「男女平等に関する評価」として今年度実施された男女共同参画に関する市民意識調査の結果を引用しています。

次に、資料3-1の11ページをご覧ください。第1章の最後は3「第2次静岡市生涯学習推進大綱の評価と課題」について説明しております。こちらは、資料3-2の内容をそのまま反映させています。第2次大綱の評価については、第2回審議会の際に評価シートをお配りし、説明していましたが、第3回審議会でご報告した市民意識調査の結果等を反映し、全体評価も加えた最新版を今回資料3-2としてお配りしています。

策定の背景の次に、資料3-1の18ページから第2章「第3次静岡市生涯学習推進大綱の基本的な考え方」についてでは、第3次大綱の主に基本構想部分についてこれまでの議論をまとめたものとなっています。順に基本理念と将来像、基本的な指針、生涯学習推進の基本的な方向・基盤づくり、8年後の目指す姿、施策の柱、推進体制、推進期間となっています。以前からお話しているように、基本的には第2次大綱の内容を引き継ぐ形で作成していますが、これまでの議論から第2次大綱から変えた部分がありますのでそこだけご説明し

ます。

第2章の1「基本理念と将来像」ですが、第2回審議会でお話したように、第2次大綱の8年後の目指す姿「いつでも、どこでも学び、学んだ成果を活かすことのできるまち」を長期的な目指す姿、将来像として位置付けています。また、ワークショップ等の意見の中でSDGsの「誰一人取り残さない」の理念として困難な状況にある人に対する支援や配慮について多くの意見をいただきました。その中で、この将来像に含まれる「市民誰もが」という主語を将来像の中に明記するという意見があり、将来像を「だれもが、いつでも、どこでも学び、学んだことを活かすまち」としました。

次に3「生涯学習推進の基本的な方向・基盤づくり」についてですが、こちらについては本日お配りした資料3-3の修正箇所3つめ、2枚めくっていただいて別紙2をご覧ください。図7が第2次大綱で示している方向・基盤づくりの図になりますが、この図にも先ほどの「誰一人取り残さない」の考え方を反映し、図8のようにしたいと考えています。変わったところとしては、図8の右上、これまでは「市民活動」となっていた部分を「参加・活動」としています。本文中でも触れていますが、家庭や社会環境によって社会参加が困難な状況の人が社会に参加できるようになるという考え方を取り込みました。また、学びのサイクルの矢印の向きを左回りから右回りへ変更しています。これは、基本的指針に掲げている「学ぶことで、豊かなわたしになります」「わたしの学びを、みんなの学びにつなげます」「みんなの学びを活かして、豊かなまちを創ります」の流れに沿って、自己学習、相互学習、参加・活動…となるようにしました。

次に、資料3-1に戻っていただいて19ページです。8年後の目指す姿について、答申案をお送りする前に皆さんに事務局案をお送りしましたが、第3回審議会では「学ぶ」「活かす」「基盤」3つの目指す姿案を掲げていましたが、「学習を行った人の満足度を高くする」という目指す姿が本当に「基盤」が充実したことを図る指標となるのか、たくさんご意見をいただきました。事務局でも皆さんのご意見をもとに再検討した結果、「基盤」が充実すれば、学ぶ人が増え、活かす人が増えるのではないかと考えました。そこで、目指す姿は「生涯学習を行っている市民が増える」「学んだことを地域や社会での活動に活かしている市民が増える」の2つとしました。この目指す姿を達成するために、「誰でも気軽に学び、互いに学び合える機会の充実」「学びを地域や社会に活かすための支援の充実」「「学ぶ」・「活かす」の循環を支える基盤の充実」の3つの施策の柱を立てるようにしました。

次に、資料3-1の21ページからの第3章では施策ごとの取組について、これまでのワークショップ等でいただいた意見の中で、取組のアイデアにつながるようなものを最大限拾うようにし、掲載しました。ワークショップの中では、8年後の目指す姿の話や施策の柱の見出しに関するご意見もたくさんいただきましたが、そちらのご意見は第2章の構想部分の検討において参考とさせていただきます。そのため、いただいた意見全てを網羅的に第3章に掲載したわけではないので、御承知おきください。

第3章についての修正箇所は2点あります。資料3-3をご覧ください。4つ目の修正箇所は、第3章2(2)人材と活動をつなぐ仕組みの中に取組のアイデアとして「協働した団体に「ここにポイント」を付与して表彰する」を追加します。5つ目の修正箇所は、第3

章の4として体系図を追加します。追加する体系図については、資料3-3の最後、別紙3をご覧ください。第2次大綱の39,40ページにも体系図がありますが、第2～3章の内容をロジックツリー形式で表したものになります。

また、体系図の1番右側「主な事業」に記載してある取組のアイデアについては、文字数のおさまり等を考慮して選んでいるので、「こちらのアイデアを載せた方がよい」というご意見があれば、この後や質問・意見票でお聞かせください。

なお、資料3-1について事前にいただいたご質問・ご意見については、本日お配りした参考資料「令和3年度第4回生涯学習推進審議会答申案（資料3-1）に係る事前質問・意見に対する回答」にまとめてありますので、またご覧ください。

27ページからの第4章では、委員の皆さんから答申作成における想いや感想のコメントをいただき、掲載しようと考えています。本日お配りした資料の中に「答申 第4章委員コメント掲載用原稿用紙（360文字）」という用紙があります。こちらの用紙にコメントを手書きで書いていただくか、任意の書式で提出をお願いします。文字数を超えた場合は他の方とのバランスから修正をお願いする場合がありますので、360文字以内で記入をお願いします。こちらのコメントについては、質問・意見票と同じく3月18日（金）までに事務局へ提出をお願いします。

最後に、32ページの第5章では、参考資料として用語注釈、諮問書の写し、今年度の審議経過、審議会委員の名簿を掲載します。

以上で、議事について説明を終わります。

渋江会長

ありがとうございました。ちなみに、資料3-2の説明はありますか。

事務局

資料3-2は第1章3の内容がシートでまとめてあるものになります。第2回審議会のシートから、全体評価と、柱1,2の成果指標が更新されています。柱3の成果指標の実績がまだとれていないため、タイトルに案がついています。

渋江会長

ありがとうございました。それでは、事務局より修正箇所を中心に資料の説明がありましたが、こちらについて、委員の皆さんからご意見、ご質問等をいただく形で進めていきたいと思えます。ご意見、ご質問等ある方、挙手をお願いいたします。

それでは、小山委員どうぞ。

小山委員

答申案について、気になったところを意見として述べるということによろしいでしょうか。「てにをは」の部分や、誤字とかそういうところについてはまた直していただけるということでしょうか。

事務局

皆さんからご意見をいただいた後に、もう一度文章の推敲を行う予定です。

小山委員

わかりました。いくつかポイントを絞って伺いたいのですが、資料3-1の4ページのところ、「生涯学習とは『生涯にわたって行われる学習』である」と鍵括弧がついています。私はこの専門ではないので、勉強不足だったら申し訳ないのですが、その部分の参考となっている教育基本法ではもう少し生涯学習という定義が長くなっているかと思いますが、これは静岡市の定義ということでしょうか。鍵括弧がついているので、静岡市の生涯学習は「生涯にわたって行われる学習」とみなすというように受け取っていいのかわかりませんでした。もう少し、説明が入ってくるのではないかと思うのですが、後ろに書いてあるのかもしれませんが、わからなかったのでお伺いしたいと思いました。

それから、6ページのSDGsの推進のところ、最後に「SDGsの基本理念である『誰一人取り残さない』は、本市が目指す『世界に輝く静岡』の実現の考えと重なる」という部分について、意味がよくわかりませんでした。それぞれの意味はわかるのですが、この2つが重なる考えというのが、表現として私にはわかりませんでした。「世界に輝く静岡」の実現をすることが、「誰ひとり取り残さない」ことにイコールになるということでしょうか。

それから8ページの少子高齢化と雇用情勢の変容について、「高齢者には」というところから最後のところに、期待されていることと、リスクリングの話が出てきています。リスクリングという言葉が初めてで勉強したのですが、リスクリングは生涯学習あるいはリカレント教育とは異なると述べている方もいらっしゃって、生涯学習のところにリスクリングの話が入ってくる、この二つの段落が全体の段落とどうつながるのかよくわかりませんでした。

それから9ページの(3)激甚化する自然災害と地域防災のところも、お話の内容はわかりますが、ここは学びについての言及がないので、ただ、こういう状況で自然災害が発生したときにはこういうこと、ということが生涯学習等にどう必要性があるのかということが入っていないので、ここだけ少し浮いているような気がして読みました。

19ページの8年後の目指す姿について、「生涯学習を行っている市民が増える」の「市民が増える」という言葉が私にはちょっとピンときませんでした。もう少しわかりやすい表現がないのでしょうか。8年後の姿を目指しているので、8年後の姿が「市民が増える」というのがピンとこないと思いました。

浜江会長

ありがとうございます。5点に意見を絞っていただきました。内容の理解等につながるので、可能な範囲で事務局にお答えいただいて、難しいところはお引き取りいただいてまた、ということでしょうか。お任せします。

事務局

ご意見ありがとうございます。順番に、4ページの「生涯学習とは『生涯にわたって行われる学習』である」の部分ですが、こちら参考として教育基本法を出典としていますが、そのまま引用しているわけではないので、要約して市の解釈として端的な表現をしました。もちろん教育基本法ではもっと詳細に定義されています。今回ご意見もあったので、表現は検討させていただきます。

6ページのSDGsの「誰一人取り残さない」の理念と「世界に輝く静岡の実現」の考えが重なる、の部分ですが、「イコール」という意味ではなく、考え方や方針に共通する部分があるということで「重なる」という表現をしました。ただし、委員さんが今回読んでみて感じた違和感は、多くの人が感じると思いますので、表現の方は検討させていただきます。

次に8ページの「高齢者には」以降が前の文章との関わりがわかりにくいということで、前段では人口減少をしている中で高齢者層が増加していることと、高齢者層の非労働力人口も増加していることを説明しています。後段では、高齢化が進む中で、地域や社会の担い手として生涯学習を通して居場所を作ってほしいということを説明していますが、つながりがわかりにくいということで、表現を見直します。

また、リスキリングについて、リカレント教育とは別の考え方であることは本文中に説明していますが、新しい職業に就くため、あるいは今の職業において変化に適応するための技術を身につけるといいます。静岡市においては、仕事に必要な学び、社会人の学び直しについても学びの一環として扱っていかうと思っています。

次に9ページの自然災害と地域防災です。こちらは生涯学習との関わりが見えにくいということですが、第2次大綱からそうですが、学びからまちづくりにつながるという表現をしています。災害時にはまず、自分たちの身の安全を確保されてから、地域での助け合う体制が必要になってきます。特に自治会等に大きく関わってもらっていますが、地域社会においては災害ボランティアという市民活動になります。活動についても大綱の中では生涯学習の一環として掲載しておりますので、どちらかと言えば学習を「活かす」場面として、災害時の地域活動があるというつながりがあるのですが、見えにくいということでしたので、こちら表現を検討いたします。

次に19ページの8年後の目指す姿「市民が増える」という表現がピンとこないというご意見でした。こちらは、正確に言えば「市民の割合が増える」という表現を今までしていましたが、表現がやや端的過ぎるので、「市民が増える」という表現にしています。もちろん、成果指標としては市民の割合を数値的に示すことになります。

「誰もが」学べる環境になるということは、より多くの人々が生涯学習をすることができる環境になるということになると思っていますが、「生涯学習を行っている市民が増える」という表現について、もっと「こういう表現がいい」というご意見があれば、この場でいただくか、後日質問・意見票でいただけたらと思います。ご意見をいただければ、「学んだことを地域や社会に活かしている市民が増える」の表現もあわせて事務局の方で検討いたします。

以上でいただいたご意見について説明させていただきましたが、本文中の修正も必要と

考えますので、表現を検討いたします。

渋江会長

ありがとうございました。限られた紙面の中で内容を凝縮して書いてくださっているの
で、初めて読んだ方がわからないところもあるかと思えます。そういったところは見直して
いただけたらと思います。

また、生涯学習について、最初にご指摘いただいた点ですが、「生涯にわたって行われる
学習」と説明されていますが、やや端的すぎるところもあるので、先ほど教育基本法を見直
しながらまた検討されるということでしたので、もう少し踏み込んだ書き方でもいいのか
と個人的には思った次第です。

事務局からも話がありましたが、19 ページの目指す姿について、「こういうものがもっと
いいものとしてある」というようなご意見がありましたら、小山委員、そういったところは
いかがですか。

小山委員

「市民が増える」「市民を増やす」、この違いは主体がどこかというところですか。「市民が
増える」というのは、勝手に増えるイメージと感じました。つまり、この大綱を作っている
のは市、行政なので、行政がこうしていきたい、というのが目指す姿なのかなと思うので
すが、「市民が増える」というのは、勝手に増えるイメージなので、「増やす」ではないのかと
思いました。「増える」のかというところをもう少し考えていただいた方が、読む側がわか
るのかなと思いました。

ただ、「増える」という表現が妥当かどうかというところもあります。そこは皆さんでお
考えいただけたらいいなと思います。確かに「市民の割合が増える」というのが、一番意味
としてはわかるのですけれども、固い表現だということもわかりますが、「増える」という
のはなんとなく責任がないイメージに思えたので、そうではなくて、積極的に私たちが働き
かけて8年後にこうしようという意思が見えるような表現にした方がいいと思いました。

渋江会長

ありがとうございます。では、小山委員のご意見も念頭におきながら、適宜、ご意見をい
ただけたらと思います。

他の方はいかがでしょうか。では、伴野委員どうぞ。

伴野委員

6 ページの（5）第4次静岡市総合計画とSDGsの推進について、総合計画というのは静
岡市の基本の方針となるもので、第4次を現在計画策定中ということですか。中身はまだわか
らないのですが、これまでの総合計画は五大構想というものがあり、第4次では5から7へ
増えて、7つの柱というものがあります。その中で「まなびの文化」という柱があるのです
けれども、「まなびの文化」を実現するということが生涯学習の8年後の姿に非常に、近い

ような感じがしています。そこで、先ほどの8年後の目指す姿というのが、具体的にどういう中身なのか、何をもって「まなびの文化」が静岡市の中で出来上がったのか、あるいは出来つつあるのか、指標も含めて非常に難しいものではあるのですが、第4次総合計画における「まなびの文化」という柱で何を考えようとしているのかというところを、公表できる資料があれば、こう考えていますという話と生涯学習との関連性というのはどういうところにあるのか、教えていただきたいなと思います。

浜江会長

では、事務局お願いします。

生涯学習推進課長

今の点について、私がお話できる範囲でお答えしたいと思います。というのは、まだ、4次総は策定作業の最中で、あまり固まっていないということと、その中でもこの「まなびの文化」については、庁内でもかなり議論があり、どうなっていくかわからないような状況にあります。そのような状況において、今、「まなびの文化」の柱の中身としては、東静岡から草薙駅にあたる地区を、要は文教地区としてまちづくりを進めていくという構想であると、私は受け止めています。ですので、大綱全体とは、当然関係はしてくるものですが、一致はしないと今のところはお考えいただけたらいいと思います。

ちなみに、4次総は今パブリックコメントを実施している最中ですから、もしご興味ある方はホームページに資料がありますので、これが今公開可能な資料の全てですので、ご覧になっていただけたらと思います。

浜江会長

ありがとうございます。伴野委員、今の説明でよろしいですか。

伴野委員

大体わかりました。まちづくりとしての「まなびの文化」として東静岡から草薙の地区で進めていき、そこにおいては、うまく、大綱の考え方も反映されるという理解で、まちづくりの考え方で「まなびの文化」と、全体的な考え方の生涯学習で、一致するわけではないということで、わかりました。

浜江会長

ありがとうございました。他の委員からいかがでしょうか。では、井上委員、お願いします。

井上委員

何点か私も気づいた点と、疑問点というところをお伝えできたらと思います。2ページの目次で、第1章2「社会情勢の変化」というところで、先ほど男女共同参画のところが変わ

ったので、(5) まであるかと思いますが、言葉の表現の仕方として「社会情勢の変化」となっているのですが、(1) と (2) は「変容」とか「到来」、「拡大」、「進展」という表現をしているのですけれども、(3) (4) が体言止めで終わっていて、例えばそこへの「対応」とか、(4) も「必要性」とか「実現」とか、何かそれに対して対応する言葉があった方が、全体としてバランスがいいのではないかと感じました。

今日の追加資料 3-3 の別紙 1 の (5) 性の多様性ということでお話がありましたが、ここも「多様性」ということで体言止めになっています。例えば「ジェンダー平等に対する関心の高まり」とか、SDGs 中の 17 のターゲットではなく 169 の達成目標には LGBTQ は入っていないのですけれども、男女共同参画も含めてジェンダー平等というところの関心がここ何年かで高まっているところがあると思いますので、表現方法として少し言葉尻のところが変わってくるとさらにいいのではないかと感じました。

続いて、6 ページ、先ほどから皆様からお話があったところに重ねての意見になってしまいますが、静岡市の総合計画を知っている方は、総合計画と聞いて五大構想のことを思い浮かべる方も多いと思います。五大構想とは、歴史文化の拠点づくり、海洋文化の拠点づくり、先ほどご説明のあった教育文化の拠点づくり、健康長寿のまちづくり、まちは劇場の 5 つの構想ですが、SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」という福祉的な要素とイコールというところがおそらく結びつかない方が多いのではないかと思います。小山委員からご意見がありましたが、もう少し表現をご検討いただいてもいいのではないかなと感じた次第です。

最後に、今日、ご説明いただきました資料 3-3 の別紙 2 の図 8 について、「参加・活動」と「自己学習」の間に学びのサイクルの文字が入っていますが、この 4 つが学びのサイクルだと思うので、今までのデザインもここに「学びのサイクル」という文字が入ってしまっているのですが、真ん中に「学びのサイクル」と入っていた方がいいかと思います。これはデザイナーさんとの相談になるかと思いますが、皆が思うのに近いデザインになるかと思います。

渋谷会長

ありがとうございます。ご発言がまだの委員の方も、おそらくこれが答申について集まって議論する最後の場だと思いますので、何かご意見があれば伺いたいと思います。

では、渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員

皆さんも触れられているのでなるべく重ならないように話をさせていただきますが、4 ページの冒頭の「生涯学習社会の実現」というところで、非常にかみ砕いた説明をしてくださっていて、私はこちらに参加させてもらってから市の目指す生涯学習のフレームがよく理解できていなかったのですけれども、この文章を何回か読み返すにつれ、市の目指す生涯学習はこういうことだということが伝わってきて非常に感謝しています。この文言というのは、ここで掲げられているのは第 3 次生涯学習推進大綱策定の背景ということで書いて

いますが、これ以前は、ここに書かれているような文章とは違う表現をされていたのでしょうか。それとも、ずっとこのフレーズできていたのでしょうか。そこだけ教えてほしいと思います。

渋江会長

事務局、お願いします。

事務局

これまでの生涯学習の表現というのは、第2次大綱の2ページの「はじめに」というところで記載しています。これは今回の答申案の文章とは異なりますが、大綱は広く市民が見るものになるので、よりわかりやすい表現になっています。本質的には今回の答申と同じようなことを書いています。ワークショップの中でも、委員の皆様からの意見で生涯学習の定義についてご意見がありましたので、第3次大綱ではもっと定義がわかるように表現していきたいと考えています。

渋江会長

ありがとうございました。他の方はいかがですか。

もし、なければ、本日ご発言がまだない委員にご意見を伺ってもいいでしょうか。それでは、西委員、お願いします。

西委員

私は、最初の小山委員の意見から、8年後の目指す姿について考えたのですが、8年後の理想を考えてみたときに、生涯学習を行っている市民が増えていることも素晴らしいことですが、「誰一人取り残さない」という観点から、全ての市民が生涯学習をできる状態に向かえたらいいのかと、そんなことを考えながら皆さんのお話を伺っていました。

渋江会長

ありがとうございました。大事にしなくてはいけないポイントでしたので、事務局で参考にするようにお願いします。

堀田委員、いかがでしょうか。

堀田委員

雑駁な意見になってしまうのですが、基本的に、私共はいま大綱の答申案を思案し、投げかけるような話になるわけで、その中の話で言えば、例えば先ほど出てきた「増やす」「増える」のどちらなのかという話で言えば、私は「増やす」といった作業的なこと、あるいは計画自体は、市の方が答申を受けて作っていくと理解しています。そういった意味で言えば、私共が市に投げかける「こういう大綱でどうですか」という分には、「増える」という表現でも構わないのではないかという風に思います。当然、細かく、この答申を受けて市の方で

いろいろと計画を出してくると思うのですけれども、その中でも市の方では当然ながら、今度は増やす作業をしていかななくてはならないわけで、それは市の方が計画を立てながら、そういう割合ですとか、人の数ですとか、そういうことを増やしていく作業をしていくのかなというふうに考えながら、今回の大綱の答申はしていけばいいのかなとそういうふうに考えております。

渋江会長

ありがとうございます。大綱段階になったときに「増える」「増やす」を「増やす」という方向でやっていけばいいというご意見でした。

山本委員、いかがでしょうか。

山本委員

私は、ここにきて色々学習させていただいて、非常にいい内容の言葉が出てきて、自治会の静岡市の代表としてこれをどのように広めていったらいいかということが課題ではないかと思っています。これは、行政がどの様に考えているのかわかりませんが、我々としては、静岡と清水、合同で早くに知らせていかなければ意味がありません。自治会から二人代表で出席しているのですが、高山委員は本日欠席ですので、私が代表をしていますが、これを広めるのは非常に難しいと思います。言葉も先ほどから色々、小山委員からお話があったとおりに思います。これをいつまでにやるかということ、これも考えなければなりません。その場合やはり、生涯学習センターの方へ報告していかなければなりませんので、非常に難しいと思います。ここで終わってしまえば、ただのお付き合いになってしまいますから、ここに出席した以上はやはり、責任持って地域に知らせていかなければならないと思います。

渋江会長

ありがとうございます。広めていただけるとのことと、作ったものは次の大綱策定においても市の方で活かしていただけるということでした。

それでは桑添委員、お願いします。

桑添委員

先ほどの小山委員のご意見のように、行政の方での大綱ということなので、意思のわかるような表現である方がわかりやすいと思いました。内容については、防災や何やら色々なことに生涯学習のみならず、そこに集まる方々が地域を学ぶ、地域の文化を学ぶというところに関わってくるので、色々細かいところ大変だと思いますが、わかりやすくしていただけたらと思います。私も利用団体ということで教養講座を、生涯学習交流館を利用して開催させていただいている立場なので、よりよく使わせていただきたいと思います。

渋江会長

ご意見ありがとうございました。内山委員、いかがでしょうか。

内山委員

私は実は町内会で防災の関係をやっております。小山委員から自然災害、地域防災の話がありましたが、私実は防災士の資格を持ってしまして、住居は用宗なので、津波浸水想定区域に該当します。災害ボランティアというよりも、地域防災の担い手を育成することが非常に急務かと思えます。静岡県の地震防災センターでは、ふじのくに防災士養成講座というものが、これが非常に実践的で、単なる教養よりも実践活動を重視しているような内容でした。こういう方面もやはり、災害ボランティアよりももっと一歩進んで、地域防災の担い手という形の人材の育成をお願いしたいと切に思っています。

渋江会長

ご意見ありがとうございました。またご参考にしていただければと思います。それでは白木副会長お願いします。

白木副会長

第3章に関して、具体的に取組をまとめてくださっているのですが、一例だけ挙げさせていただきますと、例えば、1（1）充実した学習機会について、①市民ニーズや社会的課題に対応した講座、イベント等を実施する、とありますが、その後箇条書きになっています。具体的な取組について、どれが市民ニーズに対応した講座なのか、社会的課題に対応するのはどれなのか、両方対応するものがどれか、というのを示された方が、多分これを行政計画に落とししたときに、やりやすいと思えます。文章だけになると読みにくくなるので、それを図示されるとわかりやすいと思えます。そういう簡単なイメージがあると、なおいいかなというのが1点。

そして、全部じゃなくていいのですが、取組の中で先進事例を紹介できたらいいかと思えます。もしかしら審議会の委員の皆さんが関わっていらっしゃることがあれば、情報提供いただければいいと思うのですが、そういうコラム的に載せてあげれば、よりいいと思っています。そのあたりを工夫されると、第3章の部分が厚めになってですね、少し内容が重厚なものになるのではないかなと思います。

全体的なこと、先ほど伴野委員のご意見に関連して、いわゆる総合計画は多分このコロナなどの色々な関係の中で考え方が変わってきているのではないかと思います。これはあくまで感想です。いわゆる観光や、インバウンドなども含めた、こういった形で本市を潤していこうという考え方だから、あえて学習コミュニティという言い方をしますが、「まなびの文化」などというのを醸成するような考え方にしようとしているのではないかと考えています。そういった意味で、この答申を出す意味があるのかと思えますが、ただ、心配なのは、そのための箱を作ればいいのかという点とまた違うと思えます。一部の人はそういうものを作ることに考え方が行きがちですが、学習のための箱を作ればやった気になるのです

が、ここで出しているのは仕組みや、そのための基盤であって、そうではないですよというのを、なんとなくこの答申の中でおわせておくのが大事かと思います。多分そこがこの答申の肝だと思いますので、少し匂わせたような書きぶりをされた方がいいのかと思います。

渋江会長

ありがとうございました。答申の根本に関わる大事なご指摘だったと思うのですが、1点目のご指摘について、委員の皆様がなされている事例をコラム的に、第3章に載せるのがいいのではないかということについて、いかがでしょうか。

生涯学習推進課長

よく国の審議会の答申で事例が載っているのですが、国の審議会は頻度も高く、2、3年かけて答申を作っています。その中で、毎回会議を行うときにメンバーの委員から必ず事例の発表・報告を受けて、それをそのまま答申に載せるような作りになっております。本市の審議会についてはそういうスタイルを取っておりませんので、なかなかコラム的に事例をピックアップするのに、事務局の方ではできないと思います。もし、今日、白木委員からのご提案もありましたので、例えば一定の期間、1週間くらい時間を置いて、委員の方から何かご提案があれば載せるという形でしたら、対応可能かというところでございます。

渋江会長

ありがとうございます。では、第3章の取組に関して、既に先進して自分たちがやっているということがある委員は、期限を切っていただいて事務局にそれを提供するというようなことでよろしいでしょうか。

事務局

質問・意見票とあわせて期限3月18日までにご提出いただいて、こちらから内容について確認の連絡をさせていただく場合があるかもしれませんが、対応させていただきたいと思います。

生涯学習推進課長

白木委員のご意見に対するものではないのですが、少し、関連することでコメントしますが、ここに書いてある取組のアイデアについては、皆さんにワークショップ形式で書いていただいた付箋ですとか、ファシリテーターの残したものとか、そうしたものをできるだけ取り上げております。できるだけ生の意見に近い、委員の皆さんの意見をそのまま載せる作り方をしておりますので、もし、ご自分が「これ自分の意見だけど、活字にすると少し言葉が足りない」というようなことがあれば、質問・意見票の方に書いてお知らせいただきたいと思います。

先ほどの事例についても同じで、答申は委員の皆さんに作っていただいておりますので、是非、委員の皆さんから出されたもので構成していきたいと思います。よろしく申し上げます。

渋江会長

ありがとうございました。では、委員の皆さん今の点につきまして、全員必須ではないのですが、ある方は期日までに出していただけたらいいかなと思います。この委員の意見を活かして作ってくださった第3章ですが、ワークショップの場では「こういう内容だった」と理解していたのですが、その内容を市民に見せるために活字化してみると、言葉をもう少し足してみた方がいいと思うことも確かにあるので、もし、良ければ追加・補足等のご意見を出していただけるといいのではないかと思います。

他に答申のことで何かご意見・ご質問ありましたら挙手をお願いします。では、井上委員をお願いします。

井上委員

第4章の審議会委員コメントについて、これはどういった視点で書けばいいのでしょうか。答申案と、これはパブコメにも載ってくるのでしょうか。また、通常答申やパブコメにもこういったコメントの掲載があるのであれば、参考にできるものを教えていただけるとありがたいです。

生涯学習推進課長

答申につきましては、これは審議会で作っていただくものですので、パブリックコメントにはかけません。いただいたところで「こういう答申をいただきました」ということで公開はさせていただこうかと思っています。

360文字でお書きいただくことについては、特別こういうものをというものはありません。感想でも結構ですし、委員それぞれの大綱策定に対する思い、そういったものを書いていただければと思います。あまりにも不適切なものがあれば、それはご相談させていただきたいと思います。

なぜこれをやるかということですが、どうしても、今まで会議の中で積み上げてきても、意見が丸められて、「自分はこう言いたかったのに」ということが少なからず出てきてしまうものですから、委員のご自分のご意見としてそのまま残す、そういう意味合いがあります。そういったところを踏まえて、書いていただけたらと思います。

渋江会長

ありがとうございます。他の方はよろしいですか。

それでは、最後に事務局からお願いします。

事務局

ただいまいただきましたご意見や、今後いただく質問・意見票のご意見を踏まえて、この後の答申内容の決定については会長、副会長及び事務局に一任とさせていただきたいと思っております。

ただ、コメント、意見等いただきましたら、皆さんに最終案を投げさせていただきます。
コメントの表現等他の方と調整しますので、そちらのご確認をお願いさせていただきます。

渋谷会長

ありがとうございました。今の説明について、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

それでは、本日予定していた議事は全て終了いたしました。委員の皆様からその他に何かお伝えしたいことはございますか。

では、ないようですので、事務局にお返しします。